

船舶事故調査報告書

令和5年12月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和4年12月3日 16時00分ごろ
発生場所	三重県南伊勢町南岸 相賀浦港防波堤灯台から真方位225°1.8海里付近 (概位 北緯34°16.3' 東経136°37.8')
事故の概要	漁船正幸丸は、操業中、絡網したのち、岩場に取り揚げた。
事故調査の経過	令和5年1月12日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 正幸丸、1.46トン
船舶番号、船舶所有者等	ME3-44854（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特定
負傷者	なし
損傷	船底外板に破口等、主機等に濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北西、風力 2、視界 良好 海象：波向 東、波高 約1m、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、刺し網漁の目的で、南伊勢町相賀浦漁港を出航し、同町南岸付近の漁場に到着して操業を始めた。 本船は、主機を後進とし、船長が、船体のほぼ中央から2投目の刺し網を投じて投網に意識を集中し、後進を続けたところ、プロペラが1投目の刺し網に絡まり、操縦できなくなった。 船長は、本船が波浪により陸岸に向かって圧流され始めたので、圧流されるのを止めようとして重さ約4kgの鉄の塊を投じたが、本船は圧流され続けて岩場に取り揚げた。
分析	本船は、刺し網漁の操業中、船長が、投網に意識を集中して後進を続けたことから、1投目の刺し網に接近していることに気付かず、プロペラが刺し網に絡まって操縦できなくなり、波浪により陸岸に向かって圧流された際、投じた鉄の塊の効果が得られず、岩場に取り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が刺し網漁の操業中、船長が、投網に意識を集中して後進を続けていたため、1投目の刺し網に接近していることに気付かず、プロペラが刺し網に絡まって操縦できなくなり、波浪により陸岸に向かって圧流された際、投じた鉄の塊の効果が得られず、岩場に取り揚げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・漁船の船長は、操業するに当たり、常に周囲の状況に気を配るこ

	と。 ・ 漁船の船長は、錨の備付け義務のない船舶であっても、船舶事故防止に向け、適切な錨を備え付けておくことが望ましい。
--	---